

## 東京都緩和ケア病棟施設設備整備費補助金交付要綱

	平成5年8月18日	5衛医対第478号
改正	平成7年11月10日	7衛医対第815号
改正	平成8年7月8日	8衛医計第238号
改正	平成11年4月14日	11衛医計第38号
改正	平成13年2月28日	12衛医計第1505号
改正	平成15年7月31日	15健サ医第436号
改正	平成17年4月1日	16福保医政第1450号
改正	平成21年6月25日	21福保医政第480号
改正	平成22年6月23日	22福保医政第566号
改正	平成28年3月4日	27福保医政第2051号
改正	平成29年11月30日	29福保医政第1117号
改正	令和5年7月19日	5保医医政第79号

### 第1 目的

この要綱は、東京都緩和ケア病棟整備事業実施要綱（平成5年8月18日付5衛医対第478号。以下「実施要綱」という。）第3の1により指定された運営施設が行う緩和ケア病棟の整備事業に対して助成を行うことにより、緩和ケア病棟の整備を促進することを目的とする。

### 第2 補助対象

補助対象者及び補助対象経費は、次に掲げるものとする。

#### 1 補助対象者

実施要綱第3の1の規定により緩和ケア病棟の運営施設として指定を受けた病院の開設者。ただし、国、独立行政法人国立病院機構、都及び職域病院等利用者が特定される病院の開設者を除く。

#### 2 補助対象経費

補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のものとする。

##### (1) 施設整備

緩和ケア病棟に係る施設整備に関する新築、増改築又は改修に要する工事費又は工事請負費。ただし、次に掲げる費用を除く。

ア 土地の取得又は整地に要する費用

イ 門、さく、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

ウ 設計その他工事に伴う事務に要する費用

エ 既存建物の買収に要する費用

オ その他整備費として適当と認められない費用

(2) 設備整備

別表に定める緩和ケアのために必要な設備及び備品の購入に要する費用

### 第3 補助金の交付

この補助金は、次により算出された額を、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 1 施設整備

(1) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを対象施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して、少ない方の額に次の表の補助率を乗じて得た額(ただし、事業が複数年度に渡る場合は当該年度の進捗率を乗じることとする。)を交付額とする。

#### 2 設備整備

(1) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを対象施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)より選定された額と総事業費から寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に次の表の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	補助率
施設整備	1床当たりの面積30平方メートルに補助対象病床数を乗じて得た基準面積に、知事が別に定める単価を乗じて得た額。 ただし、病床整備を行わない場合は、当該面積に単価を乗じて得た額とする。	緩和ケア病棟施設整備に関する新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	3分の1
設備整備	知事が定める額	別表に掲げる緩和ケア病棟として必要な備品の購入費	

### 第4 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ東京都知事(以下「知事」という。)の指定する日までに、施設整備については別記第1号様式、また設備整備については、別記第2号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

## 第5 補助金の交付決定

知事は、第4の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは第8に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定内容を申請者に通知するものとする。

## 第6 変更申請手続

申請者は、この補助金の交付の決定後の事情の変更等により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第4に定める規定に基づき、別に定める期日までに行うものとする。

## 第7 申請の撤回

申請者は、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付の決定の通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

## 第8 交付の条件

この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

### 1 契約手続

補助事業に係る工事請負契約及び物品買入れ等契約については、保健医療局医療政策部医療施設等・設備整備費等補助金に係る契約手続基準（平成17年4月1日付16福保医政第1450号）によることとする。

### 2 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、この交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- (2) 知事が、(1)の規定によりこの交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。
- (3) (1)の規定によるこの交付の決定の取消しにより特別に必要な事務又は事業に対しては、当該補助事業に係る残務処理に要する経費及び当該補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費に係る補助金を交付する。
- (4) (3)の規定による補助金の交付額の当該経費に対する割合その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

### 3 承認事項

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りで

ない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

#### 4 事故報告等

- (1) 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、(1)の報告に基づき、知事から必要な指示を与えられた場合は、直ちにその指示に従わなければならない。

#### 5 状況報告

知事は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことがある。

なお、施設整備の補助事業者は、毎年度12月末日現在の補助事業の遂行状況を翌月15日までに別記第3号様式により知事に報告しなければならない。

#### 6 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告書及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第22条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。
- (2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることがある。
- (3) (2)の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、知事は、11の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

#### 7 帳簿及び関係書類の整理保管等

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について帳簿及び関係書類を整理し、事業完了後5年間保管しておかななければならない。

#### 8 実績報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業が完了しない場合で東京都の会計年度が終了したときは、施設整備については別記第4号様式、設備整備については別記第5号様式による事業実績報告書を、指定する期日までに知事に提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、別記第6号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び

地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることがある。

#### 9 補助金の額の確定等

知事は、8の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

#### 10 是正のための措置

知事は、9の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずるものとする。

#### 11 決定の取消し

(1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、この交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ その他この交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

エ 実施要綱第1に規定する緩和ケア病棟整備事業の目的に反すると認められるとき。

(2) (1)の規定は、9の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

#### 12 補助金の返還

(1) 知事は、2又は11の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者が補助金を交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(2) 知事は、9の規定により補助事業者が交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

#### 13 違約加算金及び延滞金

(1) 知事が、11の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した契約違約金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を

除く。)を納付しなければならない。

#### 14 違約加算金の計算

(1) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における13の(1)の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

(2) 知事が、13の(1)の規定により加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

#### 15 延滞金の計算

知事が、13の(2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

#### 16 維持管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した不動産及び器械機器(以下「財産」という。)については、事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

#### 17 財産処分の制限

(1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、(2)の規定による期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(2) (1)の規定による財産の処分の制限期間は、地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数とする。

(3) (2)の期間内において、(1)の本文の規定により知事の承認を受けて、財産を譲渡し、交換し、又は貸し付けた場合において収入があったときは、知事の指定する額を都に納付しなければならない。

#### 18 他の補助金等との重複の禁止

補助事業者は、当該補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

### 第9 その他

1 補助事業者は、特別の事情により、第3に定める算定方法又は第4、第6及び第8の8に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年7月8日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月14日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年7月31日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月30日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。ただし、「保健医療局」とあるのは令和5年7月1日から適用する。